平成３０年（フ）第４９６号
大阪府大阪狭山市山本東18番地の10　（206号）
債務者　髙田　優作
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９７号
大阪府大阪狭山市山本東18番地の10　（206号）
債務者　髙田亜里沙
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
北海道岩見沢市美園４条２丁目２番１号
債務者　狩野　廣行
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第２９号
北海道三笠市弥生橘町74番地の12
債務者　石橋　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第６２号
北海道登別市常盤町１丁目１番地２
債務者　上口　麻衣
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
群馬県太田市牛沢町887番地37　牛沢県営住宅Ａ―30号
債務者　長谷川幸二
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１２３号
群馬県高崎市日高町1074番地２
債務者　轟　あゆみ
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１５号
新潟県糸魚川市横町５丁目５番50号
債務者　秋元　勇太
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第３８号
新潟県上越市下源入538番地　ウィステリア３　103号
債務者　古川　佳枝
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第４０号
新潟県上越市大字滝寺2425番地６
債務者　平原　貴子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第１７４２号
大阪府交野市倉治４丁目44番24号
債務者　正木　隆太
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９９８号
大阪市淀川区東三国６丁目22番４―104号、前住所大阪市東成区大今里３丁目20番17号山文商事㈱今里寮
債務者　小田　淳子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１７１号
大阪市西成区千本南１丁目20番17号シティーハイツ玉出　207、前住所大阪市西成区松２丁目１番17号
債務者　山下　壽子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２５３号
大阪府寝屋川市田井町４番12号（202号）
債務者　三浦　敏幸
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２８１号
大阪府枚方市須山町24番35号
債務者　花岡　沙知（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２８７号
大阪府寝屋川市清水町25番12―102号
債務者　清家　貴広
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３０１号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目５番２―612号
債務者　泉谷　孝治（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部